

各都道府県教育委員会指導事務主管課  
各指定都市教育委員会指導事務主管課  
各都道府県私立学校事務主管課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課  
各国公立高等専門学校事務局

文部科学省初等中等教育局教育課程課

## 放射線副読本の改訂について

文部科学省では、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、関係省庁等と協力して、児童生徒用の副読本を作成してきました。

今般、令和5年8月に、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出が開始されたことを受け、関連の記述を追加するなど、放射線副読本の改訂を行いましたのでお知らせいたします（主な改訂内容や活用にあたっての留意点については、別紙参照）。

昨年度と同様、各学校では、文部科学省ホームページにおいて公表する電子データ（以下のURL参照）をもってタブレット端末等で放射線副読本を利用していただくこととしておりますので、各学校の教員に改訂後の放射線副読本について周知を行うとともに児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めるための指導の一助となるよう、各学校における積極的な活用を推進願います。

このことについては、各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課におかれては、所管の学校（小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校等）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校事務主管課におかれては、所轄の学校及び学校法人に対し、各国立大学法人附属学校事務主管課におかれては、その設置する附属学校に対し、各地方公共団体株式会社立学校事務主管課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、御周知いただきますようお願いいたします。

【参考】放射線副読本は、文部科学省ホームページに公表しています。

放射線副読本（令和6年改訂）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/housyasen/1410005\\_00004.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/housyasen/1410005_00004.html)



### 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局教育課程課  
教育課程第二係  
TEL：03-5253-4111（内線2366）  
E-mail：kyoiku@mext.go.jp

### 【放射線副読本の主な改訂内容】

- 令和5年8月に、東京電力福島第一原子力発電所のALPS処理水の海洋放出が開始されたことを受け、ALPS処理水の処分に係る記述を追加した。
  - ・改訂後の放射線副読本（小学生版）13、14、21ページ部分
  - ・改定後の放射線副読本（中学生・高校生版）13、14、19ページ部分
- 被災地の復興・再生に向けた取組に関する内容（福島国際研究教育機構（F-REI）、大熊町の学校における探究学習）を追加した。
  - ・改訂後の放射線副読本（小学生版）23、24ページ部分
  - ・改定後の放射線副読本（中学生・高校生版）21、22ページ部分
- その他掲載しているデータの時点更新、より読みやすくするための表現の修正等を行った。

### 【放射線副読本の活用に当たっての留意点】

放射線副読本の活用に当たっては、児童生徒にその内容が具体的に伝わるよう、特に、以下の点に留意し、積極的な御活用をお願いします。

- 児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付けることを通して、根拠のない思い込みから生じる風評に惑わされることなく、信頼できる情報かどうかを確認し、科学的根拠や事実に基づいて行動できるよう指導すること。また、いかなる理由があっても「いじめ」は決して許されず、原子力発電所の事故により避難していることなどを理由とする「いじめ」も同様に決して許されないことを改めて徹底すること。

- 学習指導要領においては、放射線に関する科学的な理解や、科学的に思考し、情報を正しく理解する力を、教科等横断的に育成することとしており、放射線副読本も、特定の教科等・学年のみにおいて活用を求めているものではなく、関係する教科等で広く御活用いただける内容となっていることから、例えば、小学校・中学校学習指導要領解説（総則編）付録6「放射線に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」（以下のURL）等も参考としながら、教科等横断的に放射線に関する教育の充実に取り組むこと。

[https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt\\_kyoiku02-100002607\\_001.pdf#page=240](https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_kyoiku02-100002607_001.pdf#page=240)

- 保護者等からも放射線に関する教育を実施することについての理解が得られるよう、例えば、家庭でも放射線副読本を活用してもらえよう促すなど、工夫すること。